

長門市工区分割発注先抜け方式について

■趣 旨

長門市が発注する建設工事について、市内建設業者の受注機会の確保及び工期の短縮を図るため、工事を複数の工区に分割して同時に発注し、一つの工区の入札で落札者となった者は他工区で落札者とならない旨の条件を付して発注する方式です。

■対 象

長門市が発注する建設工事（一般競争入札・指名競争入札）のうち、入札公告及び入札通知において「先抜け方式」として指定するものを対象とします。

■入札条件の設定

次に掲げる事項を入札条件として入札公告又は入札通知に明示します。

- ①当該入札を先抜け方式により執行すること。
- ②工事を分割発注した工区に係る入札の開札は同一日に行うこと。
- ③開札後の落札決定する工区の順に関すること。
- ④一つの工区の入札において落札者となった者の他工区の入札については、無効として取り扱うこと。

■落札手順

- ①長門市建設工事等競争入札執行事務要綱の規定に基づき入札を行い、先抜け方式により分割発注した工区（以下「分割発注工区」という。）に係る入札の開札は、同一日に行います。
- ②一件ごとに開札を行い、落札者における以降の分割発注工区の入札は、無効とします。

■低価格入札での対応

- ①契約担当者は、開札後に分割発注工区のいずれかにおいて、低入札価格調査対象者がいる場合、長門市低入札価格調査制度実施要領に基づく低入札価格調査を実施した後、落札決定します。
- ②分割発注工区のうち、複数工区で調査対象者がいる場合は、並行して低入札価格調査を進めます。
- ③調査対象者が落札決定順の前後の工区において同一の場合、落札決定順が後の工区の事情聴取対象者は次順位の者とすることができます。

■入札経緯及び入札結果表の記載方法

先抜け方式において、当該工区の入札で落札候補者であった者が他工区の入札で落札者となったために落札者とならなかった場合、入札経緯及び入札結果表の記載については、備考欄に「第○工区落札のため無効」と記載します。

■実施時期

平成24年5月1日以降に行う入札から適用します。